

**国民年金**

# 20歳になったら国民年金の加入の届出が必要です。

1月は、成人式が行われる月となります。新成人の皆さんは、年金加入の手続きはされましたか？  
国民年金は、老後の収入としてだけでなく、病気や怪我で重度障がいが残ったときにも年金を支給し、サポートする公的年金制度で、国が運営しています。

年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての方が加入する制度です。加入者は1～3号の3種類に分かれていて、それぞれ加入手続きをお願いします。万が一のためにも20歳になったら忘れずに年金加入の手続きをしましょう。

区分	加入の手続き	保険料
第1号被保険者 (自営業・農業・学生等)	住所地の市町村役場の国民年金窓口で自分で手続きをします。	月額15,020円(平成23年度)を自分で納めます。
第2号被保険者 (厚生年金や共済年金に加入している人)	勤務先が手続きをします。	給料から天引きされるため、個人で納める必要はありません。
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	健康保険の扶養の手続きと同時に配偶者(第2号被保険者)の勤務先が手続きをします。	配偶者(第2号被保険者)が加入している制度全体で負担していますので、保険料を納める必要はありません。

※学生である場合など、収入が少ないために国民年金の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

納付猶予・免除の申請を行わず一定期間を過ぎて未納状態となると、後で支払うことができなくなりますので手続きは早めに行いましょう。

問い合わせ先 日本年金機構 鳥取年金事務所 ☎27-8311 住民生活課 保険係 ☎73-1415

## すべての家畜の届出が義務化されました

### 家畜伝染病予防法の改正

4月15日までに提出を

今年度は、4月15日までに2月1日時点の状況報告が必要でした。

※馬・牛等一頭、鹿、めん羊・豚等6頭未満、鶏100羽未満などの「少数所有者」は、去年の12月に報告していれば、今年の報告は不要です。

#### 【報告事項】

- 家畜の所有者(管理者)の住所、氏名
- 家畜を飼育している住所、名称
- 家畜の種類、頭(羽)数

※「少数所有者」以外の所有者は飼養衛生管理基準の遵守状況の報告も必要です。

届出を怠ると10万円以下の過料を徴収されます。

近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、「家畜伝染病予防法」が去年4月に改正され、10月から家畜の管理状況の届出が義務づけられました。

#### 提出の目的

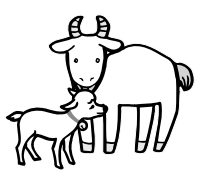
家畜の管理状況を把握することにより家畜伝染病の発生の予防、早めの通報、迅速な初動対応などの体制を強化します。

#### 提出の対象

牛・豚・鶏など、すべての家畜が対象です。学校や公園で飼育している家畜、庭でペットとして飼っている家畜も対象になります。

#### 対象家畜

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタ)、イノシシ、鶏(烏骨鶏など「鶏」が名につくもの)、うずら、あひる(あいがも)、きじ、だいちょう、ホロホロ鳥、七面鳥



届出先 問い合わせ 鳥取家畜保健衛生所(鳥取市国交) ☎0857-5312240